

# 財産形成預金

(2018年4月1日現在)

商品名	財産形成預金(一般財形)
ご利用いただける方	●勤労者(年齢制限はありません)
期間	●3年以上の期間にわたって年1回以上定期的に積み立て。
預け入れ 預入方法	●給与・賞与からの天引預け入れ。 ●自動継続扱いの期日指定定期預金またはスーパー定期(5年・10年)としてお預かりいたします。 ●期日指定定期預金での預け入れは、預入毎に「3年後の応当日をあらかじめ満期日」とします。 ●預入毎の期日指定定期預金の満期日は、全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を満期日にご指定いただけます。ご指定がない時は、預入日の3年後の応当日が満期日となります。 ●期日指定定期預金は、1年間の据置期間があります。
預入金額	●1円以上1円単位
払戻方法	●預入日から1年経過後の明細について1万円以上千円単位の指定金額をお利息とともに払い戻せます。
利息 適用利率	●預入時(または継続時)における期日指定定期預金またはスーパー定期(期間5年・10年)の店頭表示利率を適用いたします。なお、期日指定定期預金は、預入期間に応じて「2年以上利率」または「2年未満利率」が適用されます。
利払方法	●満期日以後一括してお支払いいたします。
計算方法	●個別の預入明細ごとに、以下の通りお取り扱いいたします。 ■期日指定定期預金:付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算。 ■スーパー定期:付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヵ月ごとの複利計算。
税金	●20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
期限前解約時の取り扱い	●別表:期限前解約時の取り扱い(財産形成預金)をご参照ください。
預金保険制度	●定額保護の対象となります。 ●預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。
金利情報の入手方法	●お取引店へご照会ください。
当行が契約している指定紛争解決機関	●一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
その他	●事業主と三菱UFJ銀行が提携する、さまざまな用途にお使いいただける積立預金です。 ●自動継続後の利率は、継続日における各々の定期預金の店頭表示利率を適用いたします。 ●総合口座の貸越金の担保としては利用できません。

## 財産形成預金

### 別表：期限前解約時の取り扱い（財産形成預金）

満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算したお利息とともに払い戻します。

○個別の預入明細が期日指定定期預金の場合

預け入れしていた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率(2年以上利率)×40%

○個別の預入明細がスーパー定期(期間5年・10年)の場合

約定期間 預け入れしていた期間	5年	10年
6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×80%	約定利率×40%
4年以上5年未満	約定利率×90%	約定利率×50%
5年以上6年未満	-----	約定利率×60%
6年以上7年未満	-----	約定利率×70%
7年以上8年未満	-----	約定利率×80%
8年以上9年未満	-----	約定利率×90%
9年以上10年未満	-----	約定利率×90%

### ■お問い合わせ

お取引店にお問い合わせください。＜受付時間/月～金曜日 9:00～17:00＞(祝日・12/31～1/3等を除く)